

小牧市立図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和44年小牧市条例第37号）第4条に規定する業務を円滑に行うため、小牧市立図書館（以下「図書館」という。）及び各市民センター図書室（以下「図書室」という。）における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとします。

2 基本方針

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）の理念に基づき、公共図書館として、公平かつ偏重することなく、全分野にわたり、基本的・入門的なものから、必要に応じて専門的なものまで幅広く収集します。また、収集にあたっては、時事に遅れることのないよう努めます。
- (2) あらゆる世代の市民の要望を反映した資料の収集に努めます。
- (3) 図書館の自由に関する宣言（昭和29年日本図書館協会採択）を尊重して収集します。

3 収集資料の種類

収集する資料の種類は、次のとおりとします。

- ア 図書（一般図書、児童図書、参考図書）
- イ 地域・行政資料
- ウ 雑誌・逐次刊行物
- エ 新聞
- オ 地図資料
- カ 視聴覚資料（録音資料、映像資料、紙芝居）
- キ 障がい者・高齢者用資料
- ク 電子資料
- ケ その他必要と認められる資料

4 資料別収集方針

(1) 一般図書

市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、基本的・入門的な図書のほか、必要に応じ専門的な図書まで幅広く収集します。

(2) 児童図書

子どもの読書習慣の形成に役立つ資料、新しく分かりやすく説明した資料、興味を引く資料、各年齢に対応した資料などを幅広く収集します。

(3) 参考図書

市民の調査研究に役立つ資料を幅広く収集します。

(4) 地域・行政資料

ア 「小牧らしさ」を醸成するため、本市の歴史・地理・人物・風土・産業や行政資料を収集します。特に象山文庫や信長文庫等、小牧市独自の資料や小牧市にゆかりのある事柄や人物等の資料を積極的に収集します。

イ 地域・行政資料の類似資料と判断できる場合は、出来る限り収集に努めます。

ウ 市の関係部署と連携し資料の収集に努めます。

エ 本市の近隣市町及び県外の自治体等が発行した本市に関連する資料等も収集します。

(5) 雑誌・逐次刊行物

ア 継続的に収集していくことに意義があるため、選定にあたっては継続的な利用が見込まれることを前提とします。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて幅広く収集し、必要に応じて国外発行のものも収集します。

ウ 年鑑、統計、白書等や新聞の縮刷版も継続的に幅広く収集し

ます。

(6) 新聞

新聞は、主要な全国紙及び地元紙を中心に、児童及び青少年向け新聞及び外国語新聞、官報等を幅広く収集し、利用頻度に応じて専門紙も収集します。

(7) 地図資料

地図資料は、冊子体地図だけではなく、地形図など一枚のものも収集します。

(8) 視聴覚資料

ア 教養、娯楽、学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野から収集します。

イ 映像資料は、館外貸出し（個人視聴）に関する著作権が許諾された資料を収集します。

ウ 地域や行政に関する録音又は映像資料は、積極的に収集します。

(9) 障がい者・高齢者用資料

障がい者を対象とした点字資料、DAISY（デジタル録音資料）等を収集するとともに、高齢者を対象とした大活字本やCDブック等の録音資料等も収集します。

(10) 漫画

多人数の利用に耐え得る紙質や装丁である資料のうち次のいずれかに該当するものは、収集します。

ア 一般・児童向けとともに、任意の主題・事象・事柄の説明、解説又は学習の補助手段として、漫画を取り入れた資料

イ 底本の原作者又は編集者、監修者等が明示されている資料

(11) 電子資料

外部（有料）データベースは、新聞記事等、調査研究などに役

立つ内容のもので、利用頻度を考慮し収集します。

(12) その他

資料として活用できるパンフレット等も必要に応じて収集します。

5 館別の収集方針

図書館及び図書室は、その施設の規模、地域性、機能に応じた蔵書構成に留意し、体系的な資料収集を図ります。

(1) 小牧市中央図書館の資料収集

小牧市中央図書館は、各分野の基礎的・入門的な資料を収集するほか、利用者の多様で高度なニーズに対応可能な参考図書やビジネス支援資料など、えほん図書館や図書室のサービスを補完する資料を収集します。

(2) 小牧市えほん図書館の資料収集

乳幼児の心を健やかに育む絵本や、その保護者の子育て支援につながる資料を積極的に収集します。

(3) 図書室の資料収集

市民の教養の向上、日常生活の課題解決に役立つ資料を収集し、調査研究に資する資料については基礎的・入門的な資料を収集します。

6 複本

利用頻度、資料的価値を考慮し、必要に応じて複本を収集します。

7 収集の方法

(1) 資料の収集は、購入を原則としますが、寄贈等も必要に応じて活用します。

(2) 資料の収集は、図書館員が複数で行い、図書館長が決定します。

8 資料の選択基準

(1) 基本基準

- ア 各分野を網羅するよう収集します。
- イ 出版点数の少ない分野の資料は、努めて収集します。
- ウ 各分野の新しい理論や方法論の資料は、努めて収集します。
- エ 史・資料的価値の高いものは、復刻版を含め、収集します。
- オ 次に掲げる資料は原則として収集しません。

(ア) 暴力、犯罪、残虐性を助長したり、人権への配慮に欠けたりする資料

(イ) 性的表現が過激な資料

(ウ) あまりに低俗な資料

(エ) 学習参考書、資格試験等問題集など書き込みを目的とした資料

(2) 評価基準

- ア 内容が正確又は適切であり、利用層を容易に想定できること。
- イ 内容の範囲が的確に設定されていること。
- ウ オリジナルな内容を持っていること。
- エ 客観性が高いこと。
- オ 内容構成が系統的であること。
- カ 参考文献、図表、索引等が的確に示されていること。
- キ 著作の内容が優れているか、又は時事に合っていると判断できること。
- ク 著作者の経歴、専門分野、実績等により定評があること。
- ケ 出版社としての実績があること。
- コ 改訂版や新版は、旧版より内容が向上し、さらに利用実績があること。
- サ 印刷、製本等が図書館資料として利用に耐え得ること。(特に美術書、図録、地図等)
- シ 製本として普及版と上製版がある場合は、上製版を優先すること。(図書館版があればこの版を受け入れます。)

9 収集方針の公開

この方針は、広く市民に公開し、必要に応じて改定します。

附 則

- 1 この方針は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月27日から施行します。